

# 平成28年度 多様な入札契約方式モデル事業 募集概要

---

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課  
入札制度企画指導室

# 平成28年度モデル事業の募集概要

## 概要

国土交通省では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）等の施行を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、平成26年度から他の発注者のモデルとなる発注への支援を実施する取組「多様な入札契約方式モデル事業」を開始しています。本事業では、発注者である地方公共団体に対して、専門家等を派遣し、支援対象事業の性格や地域の実情等に関する課題の整理、最適な入札契約方式の検討、新たに導入する入札契約方式において必要となる諸手続の支援等を行います。

## 対象となる 地方公共団体

モデル事業の対象となる地方公共団体は都道府県又は市区町村です。

## 対象事業（取組方針）

全ての公共工事（国土交通省所管事業である必要はありません。）

ただし、国土交通省が行う支援事業者との契約期間は平成28年7月上旬頃（追加募集は8月中旬頃）～平成29年3月です。必ずしも平成28年度に発注する工事等でなくても結構ですが、支援事業者による支援期間は、この契約期間内となります。

### 《対象とする入札契約方式の例》

- ①CM方式、②設計・施工一括発注方式、③地域の社会資本の維持管理に資する方式、④設計段階から施工者が関与する方式 等

※例示された入札契約方式に係わらず、他の発注者のモデルとなるような発注であれば支援の対象となります。

## 応募期間

平成28年4月11日（月）～5月13日（金）まで【追加募集期間：平成28年6月1日（水）～6月23日（木）まで】

# 平成28年度モデル事業の募集概要

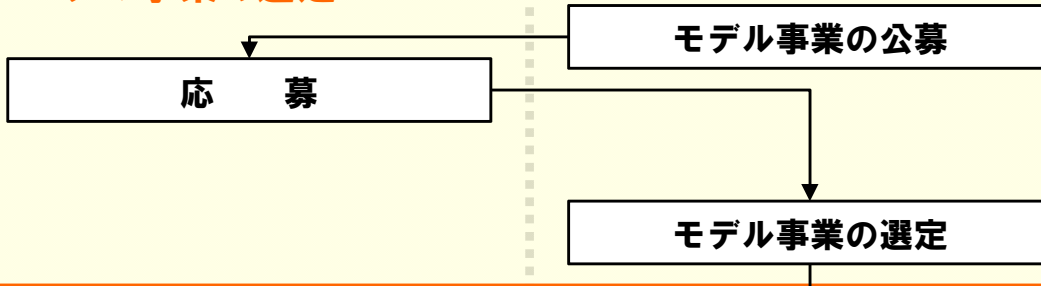
## 工事受注者等

### モデル事業のスキーム

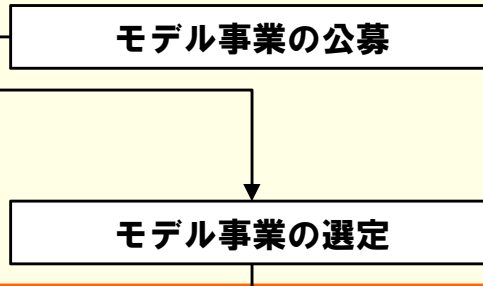
- ◆ 新たな入札契約方式等の導入を目指す**地方公共団体**から、**案件募集**
- ◆ 応募された案件の中から**モデル事業**を選定
- ◆ モデル事業を実施する地方公共団体に対して、**国交省**が**専門家(支援事業者)**を派遣し、支援を実施
- ◆ モデル事業の取組結果を各**発注者**に展開

## 地方公共団体

### モデル事業の選定

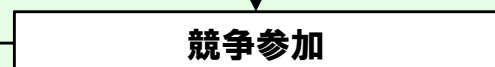


## 国土交通省



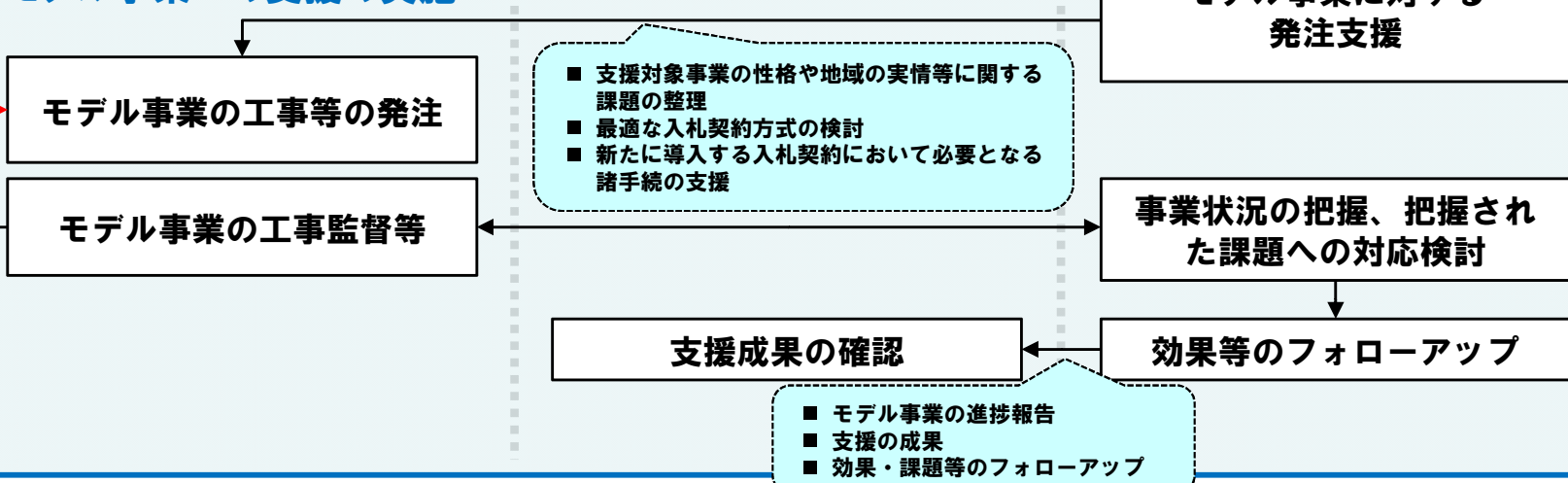
## 専門家(支援事業者)

### 支援事業者の選定



契約締結

### モデル事業への支援の実施



- 支援対象事業の性格や地域の実情等に関する課題の整理
- 最適な入札契約方式の検討
- 新たに導入する入札契約において必要となる諸手続の支援

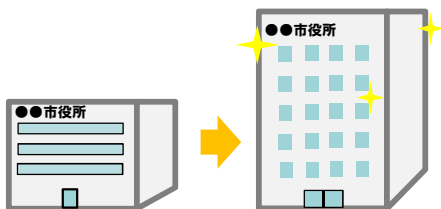
- モデル事業の進捗報告
- 支援の成果
- 効果・課題等のフォローアップ

契約締結



# 入札契約の工夫による地域の課題解決イメージ①

## 公共施設（庁舎等）の建替事業



### <事業の特徴>

- 地域にとってシンボリックな施設であり、**多くの関係者と様々な議論や調整が必要**
- 発注者に**経験がない**ことが多い

### <地域が抱える課題>

- 膨大な協議資料の作成等が必要となり、**短期的に発注者体制が不足**
- 発注者側の経験不足により、**円滑な事業推進のための迅速な判断等が困難**

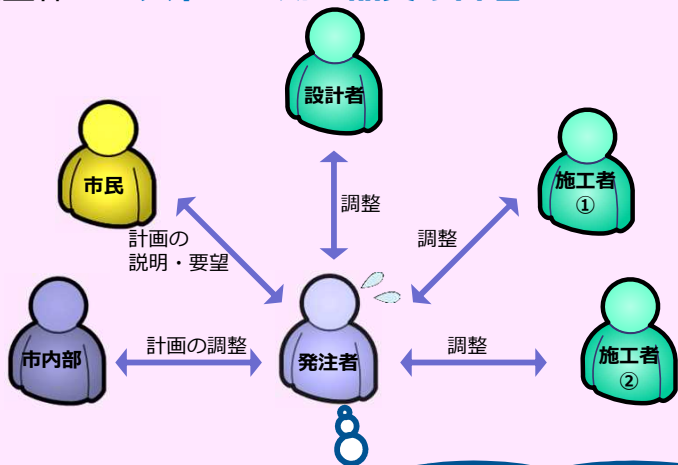
## ◆ 課題解決に向けた入札契約の工夫の例

### CM方式(ピュア型)

- 発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式
- 複数工事が輻輳するあるいは関係機関等との頻繁な調整が必要な工事への対応が可能

### <公共施設の建替事業に係る発注者業務(例)>

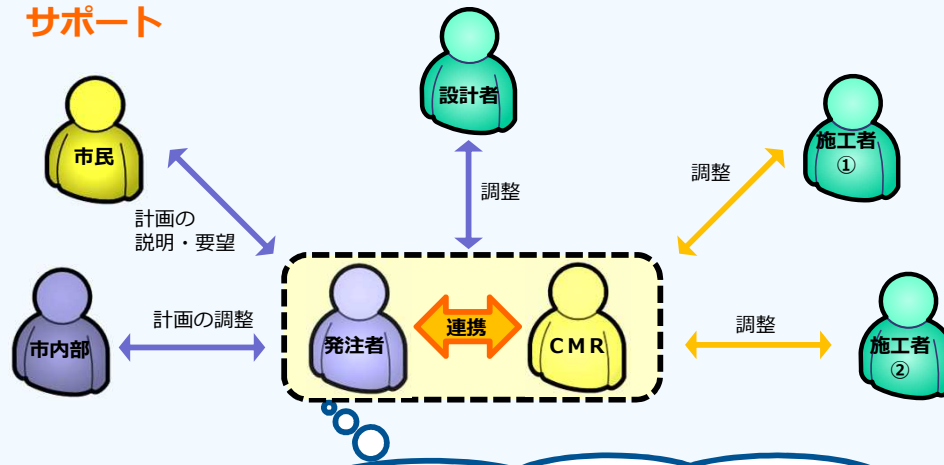
- 将来を踏まえた**庁舎規模・仕様**の設定
- 敷地や事業費等の制約条件を踏まえた**設計の推進**
- 市民の理解促進に向けた**説明会の開催**
- 事業全体の**コスト・工期・品質**の管理



- 関係者との**協議や資料作成に膨大な労力**が必要
- 発注者の**経験不足**により迅速な判断ができない

### <CM方式活用の例>

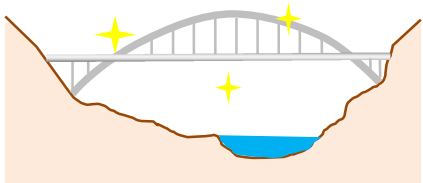
- CM事業者が**協議用資料の作成を支援**
- CMの機能に全体事業費と協議進捗状況の管理支援を付加し、
- **CMRと連携して事業の全体管理を実施**
- 事業全体にわたって**高度で専門的な知見から発注者を技術的にサポート**



- 専門知識に基づく技術的支援により**判断が迅速化**
- 発注者の最終的な判断や意思決定に第3者が関与することで、**透明性や説明性がより高まる**

# 入札契約の工夫による地域の課題解決イメージ②

## 橋梁付替事業



### <事業の特徴>

- 現場条件を踏まえた上で構造形式等を決定する必要
- 地域交通に多大な影響を及ぼすことから**早期の完成・供用が必要**

### <地域が抱える課題>

- 現場条件が特殊なため**最適な仕様を確定することが困難**
- 工期短縮のための**施工手順、仮設計画のノウハウが不足**

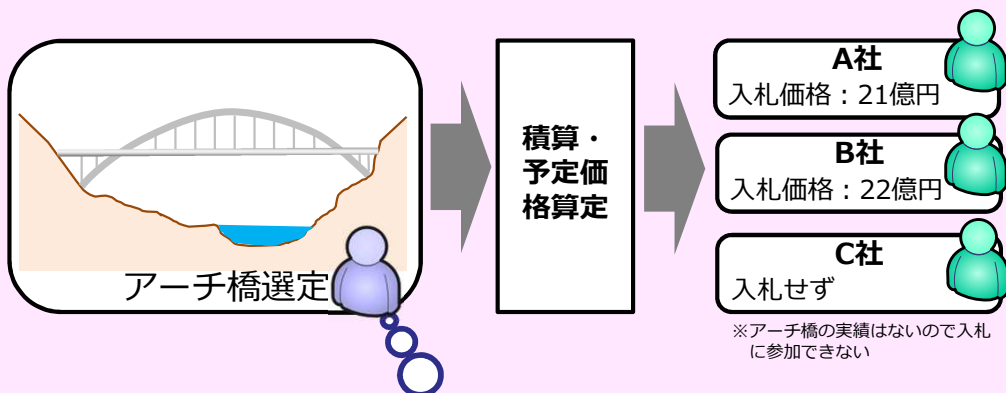
## ◆ 課題解決に向けた入札契約の工夫の例

### 設計・施工一括発注方式

- 構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一括して発注する方式
- 施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能

#### <橋梁付替工事の発注（例）>

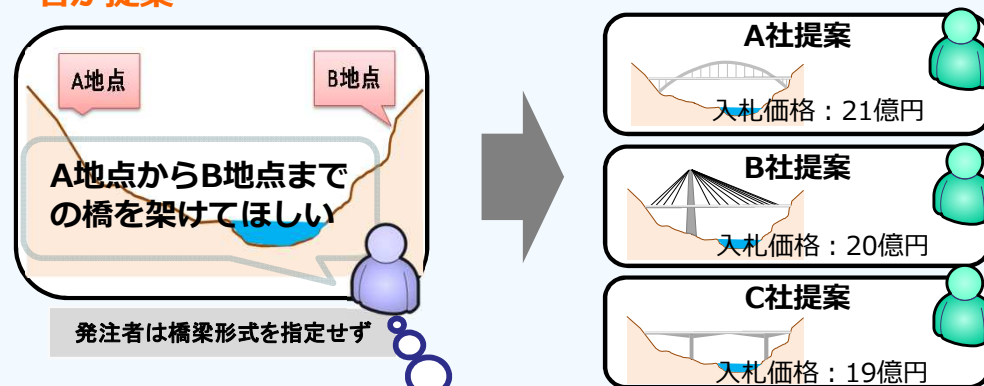
- 構造形式（橋種等）を含めて**発注者側で詳細設計や仕様を確定**
- 確定した設計や仕様に基づいて工事を発注



- 施工者が得意とする橋種による競争ができない
- 現地の地形や地質等が特殊なため、**現場状況に適した施工手順や仮設計画の規定ができない**

#### <設計・施工一括発注方式活用の例>

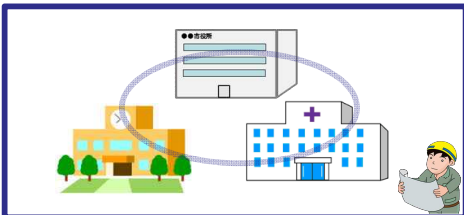
- 発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を契約の条件として提示した上で発注
- コンクリート橋とするか鋼橋とするかも含めて、**仕様等を受注者が提案**



- 施工者が得意な形式で競争に参加できる
- 現場状況に適した施工手順や仮設計画により**工期の短縮が期待**

# 入札契約の工夫による地域の課題解決イメージ③

## 複数施設の維持管理



### <事業の特徴>

- 修繕箇所や内容が多岐にわたり**発注件数が多い**
- 修繕箇所ごとの**発注金額が少額**なことが多い

### <地域が抱える課題>

- 修繕箇所ごとに発注するため、**発注者の事務負担が大きい**
- 地域の社会資本の維持管理を担う**地域の建設企業の確保・育成が困難**

## ◆ 課題解決に向けた入札契約の工夫の例

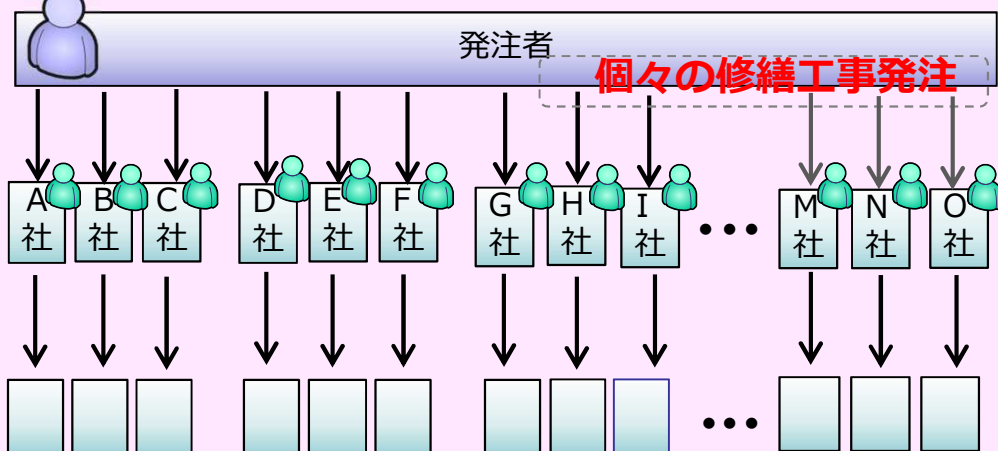
### 社会資本の維持管理に資する方式

- 地域の社会資本の維持管理について、包括的な事業契約単位(工区・工種・工期)で発注
  - 安定的な維持管理体制の構築や維持管理の効率化が可能

### <施設の維持修繕工事の発注(例)>

- 修繕が必要となる施設や案件を**発注者側にて判断**
- 発注する修繕内容ごとに**仕様を確定し発注**

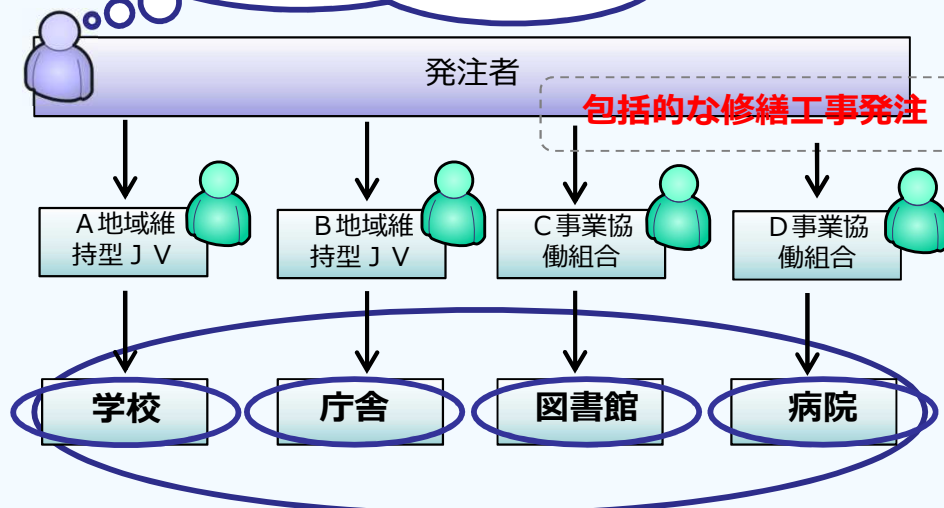
- **事務(業者選定・契約手続等)負担が大きい**
- 地域の社会資本の維持管理を担う**建設企業の確保・育成が困難**



### <社会資本の維持管理に資する方式活用の例>

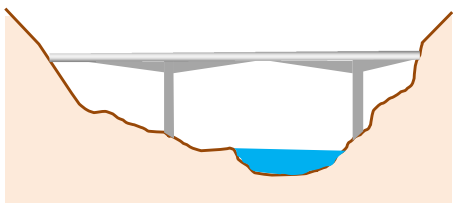
- 複数の公共施設で日常的に発生する修繕(その前提となる点検・診断等を含む。)を想定数量等により**包括的に発注**

- 包括的に発注することにより、**発注者の事務負担が軽減**
- 地域住民の目線で維持管理を持続的に担う事ができる**建設企業の確保・育成が期待**



# 入札契約の工夫による地域の課題解決イメージ④

## 構造物（橋梁等）の大規模修繕



### <事業の特徴>

- 構造物の**修繕箇所や現場実態の把握に制約がある**
- 地域交通に多大な影響を及ぼすことから**早期の完成・供用が必要**

### <地域が抱える課題>

- 現場実態や修繕箇所の把握が困難なため、**仕様の前提となる条件の確定が困難**
- 設計変更が発生し、手続等に時間を要するため、**早期の供用を図ることが困難**

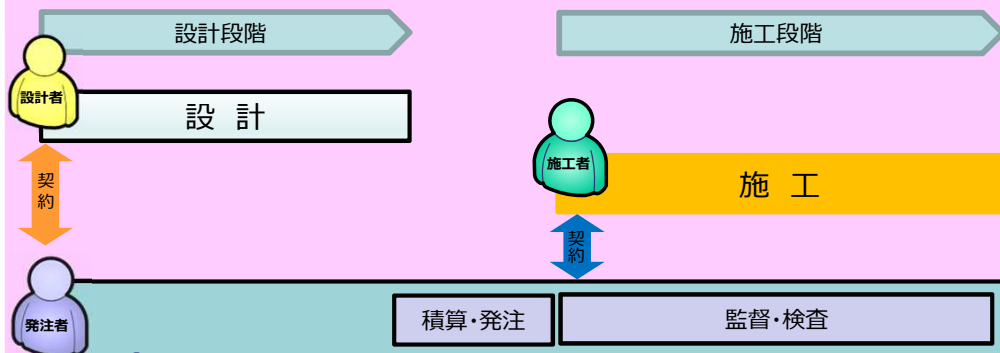
## ◆ 課題解決に向けた入札契約の工夫の例

### 設計段階から施工者が関与する方式

- 設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式
- 設計段階から施工者が関与することで、発注時に詳細仕様の確定が困難な事業に対応することが可能

#### <橋梁の大規模修繕の発注（例）>

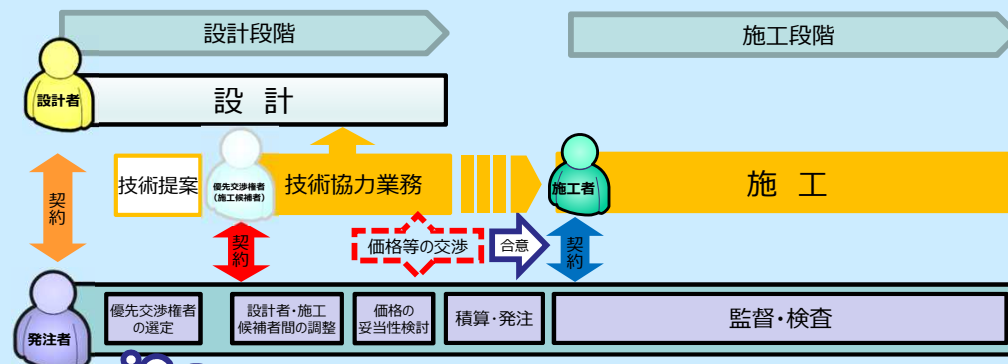
- 発注者側で修繕箇所等の調査を行い、**大規模修繕に必要となる詳細設計や仕様を確定**
- 確定した設計や仕様に基づいて工事を発注、契約



- 仕様の前提となる現場の実態把握に制約があるため、**最適な仕様を確定できない**
- 施工段階における設計変更への対応により、**供用に遅れが生じる**

#### <設計段階から施工者が関与する方式活用の例>

- 技術提案により優先交渉権者（施工者）を選定
- 優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、**仕様の確定前の設計段階で優先交渉権者特有の技術力やノウハウを設計に反映**
- 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉成立後に契約



- 設計段階で施工者も参画することから**代替案の検討が可能**
- 施工等の観点から施工者の提案が行われることから**設計変更発生リスクの減少が期待**